

令和4年度 健康づくり支援課における食育関連事業の概要

千葉県では、急速に高齢化が進んでおり、生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指していく必要があります。そのためには、生活習慣の改善、とりわけ食生活の改善が重要である。

一方で、平成27年県民健康・栄養調査によると、適正体重を維持している者の割合や、20歳以上の野菜摂取量及び食塩摂取量の平均値は、「健康ちば21（第2次）」で定めた目標値に達しておらず、また、令和3年度生活習慣アンケート調査によると、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日「週に6～7日」の者の割合は、平成27年度以降、減少している。

これらの課題を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりと、地域で食生活改善活動を展開するボランティア団体等の人材育成に焦点を当て、適切な食習慣等について普及啓発を行うことにより、生活習慣病を予防し生涯を通じた健康づくりを推進する。

1 ライフステージに対応した食育の推進

(1) 壮年期（主な取組）

○ 中食を活用した健康づくり提案事業

壮年期世代の「減塩」「肥満予防」の対策を推進するため、バランスの良い食事に関する知識の普及、適切な食習慣が実践できる環境の整備を、企業等と連携して推進する。

(2) 各年代（主な取組）

○ 特定給食施設等の栄養管理等指導の推進

千葉県域には2,210給食施設があり、働く人への食事を提供す事業所をはじめ、乳幼児や学童の今後の食習慣形成に係る児童福祉施設や学校、給食が療養生活のQOLに大きな影響を及ぼす病院や介護老人保健施設、生活の場としての社会福祉施設等において、施設の特성에応じた多種多様な内容の給食が提供されている。

それらの給食施設に対し、適切な栄養管理が行われるよう助言・指導を実施する。特に、栄養士が配置されていない給食施設（469施設）の指導強化に努める。

○ 世代別の課題に応じた情報発信（青年期、壮年期、高齢期）

「食事バランスガイド」や「食生活指針」及び「ちば型食生活（グーパー食生活）」など栄養情報の提供を推進し、食生活改善の目安として県民に広く浸透を図るよう普及啓発に努める。

2 ちばの食育を進める環境づくり

(1) 食育を進める人材の確保 (主な取組)

○ 地域における健康づくり推進事業

地域における優先的な健康・栄養課題について、給食施設や飲食店等の関係者を対象として、望ましい生活習慣の周知や食環境整備に向けた研修会等を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。

○ (特定) 給食施設従事者に対する人材育成

給食に携わる管理者・従事者を対象に研修会を開催し、適切な栄養管理及び食育の取組を推進するための資質の向上と給食施設間のネットワークづくりに努める。

○ 食生活改善推進員研修事業 【千葉県食生活改善協議会に委託】

各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識または技術の教育研修によって食生活改善推進員の資質の向上を図る。

○ 「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」事業

平成28年4月1日から施行された条例第5条に基づき、県内の飲食店等で調理業務に従事する調理師を対象に、調理技術等向上のための講習会を開催する。

(2) 多様な関係者の連携強化 (主な取組)

○ 健康ちば協力店推進事業

食環境へのアプローチとして、県の健康課題である野菜摂取量の増加、減塩対策、受動喫煙防止対策を推進するため、「120g以上の野菜が食べられるメニューやサービスの提供」「食塩相当量を3.0g未満にできるメニューやサービスの提供」「店内終日全面禁煙」について取り組むお店を普及する。

(3) 地域における取組の強化 (主な取組)

○ 食と健康推進講習会補助事業 【実施主体：(一社)千葉県調理師会】

県民を対象として、県産食材を使用し健康に配慮した食事づくりの講習会を開催する。

(4) 食に関する情報の提供 (主な取組)

○ 食品の表示に関する指導

食品関連事業者等に対して食品の表示のうち保健事項の適正化、保健機能食品の指導及び誇大表示の禁止等について周知を図る。

また消費者に対しては、栄養成分表示の活用促進を図るため、関連機関・団体とも連携し、普及啓発を行う。